

通告5番目、14番、市來利恵議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

市來利恵議員。

○市來議員 14番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式にて一般質問を行います。

まず初めに、市立図書館の充実について。

図書館は、皆さんの読書、知りたい、調べたいを保障することが役割です。生活、生業、学業のためには、資料、情報は欠かせません。図書館は、生存権の文化的側面である学習権を保障する機関です。図書館法では、目的として、社会教育法の本質に基づき、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することであるとうたわれております。

岩出市でも、図書、その他必要な資料を収集し、整理し、及び保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するとともに、地域と密着した運営を目指し、もって文化の薫り高いまちづくりに寄与することを目的として、図書館法に基づき岩出市立岩出図書館が設置されております。

また、分館としては岩出市立駅前ライブラリーが、分室としては岩出市総合保健福祉センター、岩出市中央公民館の図書室、岩出市農家高齢者創作館の図書室がございます。どの地域に住んでいても、身近な生活圏域にある必要があります。そのことは、とりわけ子供や障害者、高齢者の方たちにとっては大変重要だと考えます。

まず初めに、本館、分館、分室の利用状況はどうか。また、利用者の年齢層についてどのようになっているのか、お聞きいたします。

2つ目は、移動図書の実施についてであります。

移動図書とは、書籍などの資料と職員を乗せた自動車などを利用して、図書館を利用しにくい地域の人のために各地を巡回して、図書館のサービスを提供する仕組みとなっております。

日本の公立図書館は、法律によってこのサービス提供に努めるよう定められております。しかし、現状は、分館設置が進んだことや、その他諸般の事情により減少傾向になってきているのも実態としてわかっています。

そうした中で、なぜこの問題を取り上げるのか。まず、子供たちにとって読書活動は、子供が言葉を学び感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。学校図書だけでなく、より多くの本を手にする機会を与えることで、さらに子供たちの成長へつながるのではないかと。

また、子供を持つ保護者の方から、他の市町村でも走っている移動図書館があればというお声を聞きました。子供たちには、なるべくゲームを与えたくない。そのかわりとなるのが本であるが、ぜひとも本を手にとる機会をつくっていただきたいという要望もございます。

住んでいる地域によっては、岩出図書館が遠く、子供たちだけで行かすことは心配で無理というような声も、保護者の方からはかなり多く、私のところには聞いている要件です。また、ある方は、年齢を重ねるにつれ、図書館まで足を運ぶことが難しくなった。しかし、自分の自由な時間はたくさんある。好きな本を借りるのに、何とか近くでできないものかとおっしゃる方もいらっしゃいます。

子供や高齢者、障害のある人たちにとって、身近に本と触れ合える場が必要であると考えます。移動図書館の実施を求めますが、いかがでしょうか。

3つ目は、岩出市には、本館、分館、3つの分室で岩出図書館を中心とした連携を結び、本の貸し借りができるようになっていきます。この5つの地区でいえば、根来地区、上岩出地区、岩出地区、山崎地区と満遍なくあることとなります。しかし、地図上で見れば、東の地域に多く固まっていて、山崎地区の、例えば、中島地域にお住まいの方や山・吉田地域の方は、一番近い図書館はあいあいセンターとなります。その一番近いあいあいセンターでさえも、さらに遠いのではないかというお声をたくさん聞かれます。

西の地域に分室を設置できないのか、答弁を求めたいと思います。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 市来議員の市立図書館の充実について。

まず1点目、本館、分館、分室の利用者はどうか。また、利用者の年齢層はについてお答えいたします。

平成30年度の実績で言いますと、入館者数につきましては、本館の岩出図書館が16万5,994人、分館の駅前ライブラリーが1万879人、分室、総合保健福祉センター図書室が1万8,870人、中央公民館図書室、1,468人、上岩出地区公民館図書室、1,033人の計19万8,244人となっております。

貸出冊数については、本館の岩出図書館、38万9,447冊、分館の駅前ライブラリー、1万4,283冊、分室、総合保健福祉センター図書室が2万819冊、中央公民館図書室が587冊、上岩出地区公民館図書室が1,055冊の計42万6,191冊となっております。

貸出者数につきましては、本館の岩出図書館、8万7,352人、駅前ライブラリー、5,184人、総合保健福祉センター図書室が1,547人、中央公民館図書室が365人、上岩出地区公民館図書室、718人の計9万9,166人となっております。

利用者の年齢層につきましては、貸出者数ベースで見ますと、本館の岩出図書館は40歳代、駅前ライブラリーは70歳以上、分室の総合保健福祉センター図書室は7歳から9歳、中央公民館図書室は60歳代、上岩出地区公民館図書室は70歳以上の方が一番多くなっております。

また、貸出者数ベースでの全利用者に対する児童、これは中学生以下の利用率ですけれども、本館の岩出図書館、休館日を除く、木曜日を除く平日が13.7%、土日が22.4%、駅前ライブラリーの平日が21.1%、土日が30.6%、総合保健福祉センター図書室の平日が44.4%、土日が51.3%、中央公民館図書室の平日が4.6%、土日が4.8%、上岩出地区公民館図書室の平日で2.9%、土日が7.8%となっております。全ての館・室で、土日の貸出者における児童の割合は高くなっております。

次、2点目、移動図書館の実施についてでございますが、岩出図書館では、開館当初から岩出市内の岩出地区、山崎地区、根来地区、上岩出地区の4地区に、本館、分館、分室の5施設のうち、いずれか1施設を設置し、地域密着型図書館として運営してございますので、移動図書館の実施については考えてございません。

3点目、西の地域での分館、分室の設置についてでございます。

西の地域となる山崎地区には、分室として総合保健福祉センター図書室を設置しており、配本サービスにより、ほかの館・室に所蔵する図書もそこで受け取ることができます。また車を運転されない方も総合保健福祉センターであれば、岩出市巡回バスの3コースとも乗りかえなしでご利用いただくことができますので、現在のところ、分館・分室の増設は考えておりません。

今後も市民の皆様には配本サービスなど、ソフト面でのサービスのさらなる充実、周知を図ってまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 移動図書館について、運行はしないということです。他の地域は、当然のように僻地や図書館が遠いところではやられていると思うんですが、1つ、和歌山市の例を挙げてちょっと言わせていただくと、和歌山市も、もちろん本館や分館に加えてコミュニティセンターというふうな形で図書館、岩出のように分室というのもつくっています。

つくっているところに、まだ移動図書館というのを利用が進んでいまして、各学校だったり、団地内という形を拠点にして回っています。これは月に何回か。移動の利用時間も大体1時間を決めて、お昼の2時から3時まで、また、3時20分から4時20分のように、各小学校で開かれた図書館というのをやっているんですね。それをやることによって、学校図書だけでなく、子供たちだけではなく、地域の人もそこに来て子供たちと触れ合えたり、また、図書館に行けない方々が学校に、学校は小学生でも通えるところに、校区内にあるんで、学校で移動図書が来ることによって、地域の人が本当に利用しやすいものになっていると。

そうした中で借りやすい状況をつくるとともに、メリットとしては、地域の交流の場になるという声も聞かれます。というのは地域のつながりがいい中で、移動図書館が自分の近くに来ることによって、そこに地域の方々が集まって地域交流が図れると。そうした目線で見ると、ただ単に、もちろん本を読むことによって、自分たちの教養を高めるということもかありませんが、地域の文化的交流というの、場になるという点では物すごくいい事例ではないかと思うんで、ぜひこの観点からも進めていけるように検討はできないものかということをもっと伺いたいと思います。

分室においても、実際には西の地域の方々が、本館の図書館、岩出市の根来にある、そちらを利用する。これは前からあるんですが、バスで1本では行けません。必ず乗りかえをしなきゃいけないんですね。せっかくいい図書館ができて、自分たちは利用することがなかなか、車では利用しやすいけど、バスではしにくいというお声があったんです。

そうした中で、あいあいセンターというところを拠点、そちらも同じように本を貸し借りができるというような形になっているんですが、そこですらも、やっぱり遠いと言われる方がかなりいらっしゃいます。そうしたことから考えれば、やはり分室をつくるというような形が必要ではないかと考えます。

これについても、岩出市においては、図書館協議会等々が設置されていると思うんで、ぜひそういうところに、分室を初め移動図書館についても協議会等々で議論してもらってはどうかと考えますが、これについてのお考えをお聞かせください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

移動図書館、今お話ございましたが、県内でも、和歌山市、橋本市、田辺市、新宮市、有田川町、串本町ですか、実施をしております。岩出市では、岩出図書館の

重点施策としまして、子供の読書活動の推進ということで、重点施策に上げてございまして、今、学校図書の充実を進めているところでございます。

したがいまして、児童生徒の皆さんは、学校の中で司書さんの指導により本を借っていただき、読んでいただくと、そういう方法で進めております。

それから、西の地区への分室というお話でございしますが、先ほどお答えしましたように、当初から本館とあわせて、各地区に分館、分室、設置するといいます地域密着型の図書館として運営してございます。

議員ご質問の、例えば、西に総合保健福祉センターの分室がある中で、さらに西の地域に1つのそういう施設をとということになりますと、当然、ほかの地域との整合性という面からいいますと、これはおかしくなってしまう。図書室を幾つつくる必要があるのかというところまでいくと思いますので、山崎地区の方には、本館とあわせて総合保健福祉センターをご利用いただきたいなど、このように考えてございます。

それから、協議会で図っていただきたいというお話でしたけども、市といたしましては、今申し上げた方針で取り組んでございますので、協議会で図る必要はないと考えてございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

(な し)

○田畑議長 これで、市來利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

市來利恵議員。

○市來議員 認可保育所・幼稚園等災害対応ガイドラインの策定について、一般質問を行います。

本年5月に、東京都の町田市に災害対応ガイドラインの策定をしている先進地に、厚生文教常任委員会において視察を行ってまいりました。策定に至ったきっかけは、各園から申し入れがあったことや職員が各園のマニュアルを確認しチェックをすると、それぞれがばらばらで充実度にも差があることを認識し、市としてもしっかりとした情報を提供しなければ大事な子供たちを守れない。守るためには、情報提供を含め、それぞれの園に見合ったマニュアルを作成することが大事だと考え、ガイドラインを策定することへのきっかけになったということをおっしゃいました。

また、各地で集中豪雨等の災害が多発しており、災害時の備えを喫緊の課題となっていることや、各園が個別にマニュアルの整備を行っているため、災害時の対応

レベルに差があり、具体的な対応が不十分な状況であること、保育施設向けの災害に関連したガイドラインが国や都から作成されていないので、統一した基準がないことから、各園と協議を行い、協力し合い、ガイドラインの策定に向け、動き出したということです。

ガイドラインを作成し、それぞれの園でマニュアル等を見直すなど、また、さまざまな起こり得る災害を想定し、対応策を考えることで、意識の向上とともに、どの園ともスキルアップを図ることができるというふうに、職員がおっしゃる言葉には、このことについては非常に私も重要だと考えております。

そこで、各園のマニュアルについて内容を把握しているのか。また、災害時、十分に対応できるものとなっているのか、お聞きをいたします。

2つ目は、子供の安全を守る上で、指導や助言、アドバイス等はどのようにしているのか。

3点目は、訓練の実施状況についてお聞きをいたします。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 市来議員ご質問の2番目の1点目、各園のマニュアルについて、内容を把握しているのか、また、災害時十分に対応できるものとなっているかについてお答えします。

市内の公立保育所4施設、私立保育所2施設、認定こども園2施設、地域型保育施設2施設について、災害対応・自己防犯対応についてのマニュアル、消防法に基づく消防計画を整備しており、県及び市が毎年1回実施する指導監査において、災害時に活用できるようにマニュアルの内容の把握、精査を行っております。

なお、市内私立幼稚園2園につきましては、所管が県教育委員会となるため、市で詳細までは把握しておりませんが、問い合わせしましたところ、学校安全計画を策定し対応しているとのことでした。

次に2点目、子供の安全を守る上で、指導や助言、アドバイス等はどのようにしているのかについてですが、先ほどご説明した県や市が実施する指導監査で行うほか、毎年1回那賀消防組合による訓練の立入検査において、指導及び助言を受けております。

次に3点目、訓練の実施状況についてですが、保育所、認定こども園、地域型保育施設においては、児童福祉法に基づく運営基準の中で、月1回以上の訓練が義務づけられており、地震や火災、不審者などを想定し、毎月、避難及び消火等の訓練

を実施し、写真や訓練記録の保管も行っております。

市としましても十分な安全対策に今後も努めてまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 内容については、全ての園において把握されているということをおっしゃいました。私が肝心なのは、災害時に十分に対応できるものとなっているのかという点なんです。例えば、災害といっても、地震、豪雨、洪水、火災、それぞれ全部違うと思います。それがマニュアルといっても同じものなのか、いやいや多少なりとも全然違うという、中身によっては避難の仕方も違うければ、例えば園内の置いているもの、固定だったりとか、全てにおいて全部備えも違ってくると思うんです。その辺についてどのようになっているのか。

幼稚園については、県の管轄だから、県のほうがしっかりやってくれているのと、市が問い合わせたということでやっているんですが、それだけで任せていいのかというところがあるんです。というのは、想定される災害や情報を共有できる仕組みというのが整っているのかということです。

例えば、園に置かれている立地、特性によって、災害時の危険は違ってきますし、それぞれの見合ったものになっているのか、園任せになっていないのかということが危惧されます。

例えば、市の防災マップや県の土砂災害ハザードマップなどを生かしたマニュアルに、それぞれの園がどのようにつくられているかというのをやはりきっちりと抑えた上で、例えば、不十分なところがあったら、それに対してはしっかりと検討するようにアドバイスをしていくというのが市の役割であると思うんです。その辺がどのようになっているのか。

また、園内だけで起こり得ること、災害というのは、外出時の対応策というのも考えられるんですね、お散歩中だったり。先ほども午前中からもあったように、やっぱりお散歩行かれますから、そのときに、例えば地震が発生したとき、また火災が発生したときとか、どのように子供を守っていくのかというのは、それぞれ想定をした中で、こういう危険度があるということを十分に把握した中で、子供たちの安全を守るということができると思うんです。それが本当に十分となっているのかという点は、しっかりと検証が必要ではないかと思います。

町田市のマニュアルは、ちょっと中身紹介すると、園の周りで起こり得る災害を想定もしているんです。園内の安全環境を確保するためのチェックリストやバス運

行時に災害が発生した場合どうするのかとか、例えば、公立の保育所では、バス等々は運行しておりませんが、私立の保育園では運行していますよね。そうした中で、移動時のバスのときの対応策というのは、きちんとつくられているのかどうかというのも含めて、市がちゃんとそういうことを知っているのか。また、災害が発生したときに、保護者などが迎えにこれない場合の残留園児の保護についてとか想定されながら、どうしていくかというのを各園で、ガイドラインに従って、自分たちの園でのマニュアルを作成しているというのが町田市なんです。

物すごく、中身については非常に参考になることがたくさん書かれていると思います。ガイドラインをつくらうと思ったら、もちろん協議会開いて、物すごい準備が大変で、必要だと思うんですが、しかしながら、今、岩出市で不十分なところを、例えば、これを参考にしながら、こういうところは岩出市でできてないん違うかな、できているかなというのをすごくチェックする役にも立つと思うんです。

この間、私のほうとすり合わせのときでも、町田市のほうに行ってきましたよということを伝えているんで、多分、中身についても見られているかとは思いますが、こういう先進事例もあわせて活用しながら、市にとって、子供たちを守るために、今どこまでできて、また、こういうところは想定していないから、こういうところは岩出市でもきちっとしたものをつくらないといけないんじゃないかという観点で、いろんなことを想定しながら、取り入れることができるのではないかと考えます。

ぜひこうしたものを使いながら、不十分なところについてはきっちりとやっていくという対応策が必要だと思いますが、それについてどうでしょうか。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 市来議員の再質問についてお答えします。

市来議員ご指摘のガイドラインについてですが、東京都町田市の事例につきましては、非常に先進的な取り組みでございます。現状では同じような、同様のガイドラインを策定することは難しいとは考えてございますが、市としましても参考になるようなところは、今後取り入れていきたいと考えてございます。

また、それぞれの各園のマニュアルにつきましては、それぞれの園において事故防止・防犯マニュアル、それから地震等災害マニュアルということで、また作成してございます。

また、先日の大津での事故以降、すぐにまた検証したりとかしながら対応してご

ございます。今後も児童の安全のために、いろいろ考えていきたいと考えてございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員 3歳児6カ月健診の眼科検査の充実をについてです。

子供の目の機能は生まれてから発達を続け、6歳までに完成しますが、3歳児健康診査において強い屈折異常、遠視、近視、乱視や斜視が見逃された場合に、治療がおくれ、十分な視力が得られないとの指摘がなされております。

斜視や強い遠視などによって視力が正常に育たない弱視の子供は、50人に1人の割合で見られるという調査結果がわかっています。

弱視には、主に次のようなタイプがあります。形態覚遮断弱視、斜視弱視、不同視弱視、屈折異常弱視です。重症度としては、形態覚遮断弱視が一番重く、その次、斜視弱視、不同視弱視、屈折異常弱視の順に軽症になります。

2歳以降に生じた斜視弱視、不同視弱視、屈折異常弱視など、大部分の弱視は3歳児眼科検診で発見されれば、治療によって十分な改善が見込まれます。しかし、外見からはよくわからず、親が発見するのも難しい。弱視の子供は生まれたときから、あるいはごく小さいときから同じ状態なので、言葉がしゃべれるようになっても自分の異常に気がつきません。保護者や保育園、幼稚園の大人など、周りが気づかなければ見逃してしまうこととなります。

専門家からも、3歳児健診で見つけて治療すれば、小学校に入る前に治せるが、健診の体制が十分ではないとの指摘があります。弱視は近視と異なり、眼鏡で矯正しても視力が十分出ないと言われ、見る力が発達する乳幼児期に治療することが重要で、3歳児健診の視力検査は大きな節目となります。

小学校に進む前の就学時健診では、弱視を発見できても、その後の視力向上が見込めないおそれがあります。検査については、全国的に同じ様式で行っているところが多いと思いますが、第1段階の検査は普通、家庭で行います。子供が正しく答えられるかどうかや保護者のやり方によって漏れが出る可能性があります。

集団健診は小児科が行い、問診によって発見できる場合もありますが、その後の検査に行かない人もいるため、漏れが生じる可能性もあります。

本市の3歳児の視覚検査の現状はどのようになっているのか、お伺いいたします。
市における眼科検査の方法についてお聞きをいたします。

幼稚園では学校保健安全法により、保育園では児童福祉法により、3歳児から視力検査実施が規定されています。しかし、日本眼科医会の調査によると、幼稚園での実施率は48.3%、保育所での実施率は34.7%にとどまっており、3歳児に限ると、幼稚園は12.9%、保育園は12.8%しか実施していないという結果が過去に出ております。

そこで、市の認可保育園での眼科検査についてどのように行っているのか、お聞きをいたします。

3つ目は、健診における2次検査に進んだ人数と割合はどうか、2次検査に来た人数と割合はどうか、精密検査の判定を受けた人数と割合はどうかについて、お答えを求めたいと思います。

○田畑議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 市来議員ご質問の1番目の市における眼科検査の方法はについてお答えします。

健診の対象となるお子さんには、3歳児視力・聴力検査票を送付しており、自宅で保護者の方にランドルト環を用いた検査を事前に実施していただいております。健診当日は、検査結果と保護者に記入していただいた目に関するアンケートを小児科医が確認し、必要であれば眼科受診を勧めております。

なお、家での検査ができなかった場合は、当日、別室において保健師や看護師が保護者ととともに検査を実施しています。さらに、健診のフォロー体制として、盲学校の先生による見え方の相談も実施しております。

次に、2点目の認可保育園などでの眼科検査はについてですが、認可保育所、認定こども園においては、眼科検診の実施が義務づけられており、毎年1回、嘱託医師による眼科検診を実施しております。

次に、3点目の健診における2次検査に進んだ人数と割合はどうかについてですが、健診でさらに検査が必要として眼科受診を紹介した人数と割合は、平成28年度は428人中81人で18.9%、平成29年度は464人中61人で13.1%、平成30年度は479人中93人で19.4%になっています。

そのうち眼科を受診した人数と割合は、平成28年度は81人中35人で43.2%、平成29年度は61人中23人で37.7%、平成30年度は93人中40人で43%となっております。

さらに、眼科を受診し、要観察となり、継続して眼科受診が必要となった人数と割合は、平成28年度は35人中22人で62.9%、平成29年度は23人中15人で65.2%、平成30年度は40人中32人で80.0%になっています。

○田畑議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 視力検査に使う指標は、先ほどおっしゃったみたいに、ランドルト環というのをういてやっているということでは、いわゆる皆さんもご存じだと思んですけど、丸で中がすき間というか、空白部分があってという部分になると思います。

そして、見え方に関するアンケートを配って、これ、先ほども言わせていただいたんですが、全国的に同じ様式を使っているんですが、大体。これはすごく漏れる可能性があることが指摘されているということですね。現状、市の方法で、同じようにいくと、第1段階で問題なしとされれば、第2次検査には進みません。例えば、お母さんの中には、うちの子はテレビ見てるし、大丈夫というふうな形で思われたり、絵本読んでいるから大丈夫と思っている方も物すごく多いんです。

子供や親が保健師の言うことを理解できなかつたり、うまく答えられなかつたりする場合もあることがあります。もちろん健診方法も各自治体に任されて、転居を理由に受けないままの家庭もあると。先ほど聞いたみたいに、まあ、2次検査に進んだにもかかわらず、受診されてない方もかなりの数がいらっしゃいます。

健診方法も各自治体に任されているために、3歳児健診で弱視が見逃されている例が多いというふうな形では、専門医のお医者さんのほうも指摘されているんですが、目の異常というのは、就学前の早期治療が有効とされることから、厚生労働省が、2017年の春に、全国の自治体に3歳児健診で視力検査を適切に実施するよう通知を出しているかと思えます。

その中で3歳児健診で異常が見逃されると治療がおくれ、十分な視力が得られない場合があることを周知するなど、保護者への啓発の重要性を指摘していると思います。厚労省の通知の中では、参考として、ランドルト環を用いた視力検査の実施可能率が載っていますが、3歳0カ月児で73.3%、3歳6カ月児では95%という数字があります。

うまくできなかつたと保護者が正直に申請すれば、先ほどの岩出市のように、例えば保健師だったり、次の眼科医さんと一緒に進めてできるということですが、これ、まあいいかと、適当に答えた場合に、検査というのはそこで終わってしまいま

す。目の異常というのは、その子供の生活に大きな影響を及ぼすという点では、3歳児、しっかり発見していく手だてというものをつくらないといけないと。

そのためには、やはり保護者が、まあいいわ、テレビ見ているから大丈夫とか、絵本を読んでいるから大丈夫とかと安易に考えるのではなく、早く発見することによって、こうした異常がしっかり治せるんだという意識を持ってもらうことが、自分の子供に対してどうかなというのをやはり意識づけ、しっかりと見て、また、相談をしようかなとも思うような環境がつかれると思うんです。

そのためには、やはり住民に対して重要性というのをしっかり意識の向上に努める必要があると思うんですが、それについて、今後どのように行っていくのか、これについてお聞きをしたいと思います。

厚労省に沿った対応をどう進めていくのか。月齢によってはランドルト環を用いた視力検査の実施が困難なケースもあることから、家庭において視力検査を適切に実施することができたか保護者に確認するとともに、適切に実施することができなかった受診児に対しては、必ず3歳児健診の会場において視力検査を実施すること、これは多分岩出市はできていると思います。

0.5の資料が正しく見えなかった受診児及び視力検査を実施することができなかった受診児については、その後、保護者に対し、眼科医療機関の受診を勧めること、これもできています。

ところが、先ほど言ったみたいに、2次検査や2次検査に来た人が精密検査を受けたかどうかというのは、かなりまた、これ低いんですね。81の方が、例えば2次検査に進んだけども、2次検査に来た人は35人、35人の中の精密検査を受けた人というのは、さらに22人というふうに非常に低くなっているんです。それがこのままになってしまっているのではないかというところが危惧されます。

必要と診断された方に、やっぱりきちっと受けてもらうための対策として講じることが必要ではないか。医療の受診を進めた場合には、受診結果について、保護者に確認することというのが、多分、通知の中にあると思うんです。それをどのように進めていくのか、お答えをいただきたいと思います。

また、次に、見逃さないために、従来の3歳児の視覚検査の方法では100%発見することは困難です。それがゆえに、厚労省のほうも通知が出されているかと思えます。3歳児の健診時に視覚異常の発見の可能性の高い機器の導入、これを検討したらどうかということをご提案させていただきたいです。

現在は、操作が簡単で、眼科医でなくても扱うことができる簡易スキャナーとい

う機器が開発されております。弱視のリスクを1秒ほどで判定できるというものです。子供に見えるかどうか答えさせる必要もなく、判定の精度も高いと言われております。厚労省の通知後、この機器を導入する自治体が各地でふえてきています。市でも導入をして、やはり早期発見し、子供たちの健康におくれをとらないように、すぐに発見すれば治るということを考えれば、導入の必要性があるのではないかと考えますので、これについて導入を求めていきたいと思っております。

以上です。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 市来議員の再質問についてお答えします。

まず、眼科検診を受診する子供の割合がかなり低くなっているということがございます。眼科への案内については、通常、健診の際に異常等が認められた場合に、専用の用紙をお渡しして受診していただくということで、受診者数をカウントしております。ただ、この用紙を使用せずに直接眼科へ行かれる方もございますので、正確な数字というのが把握できてございません。ただ、率が低いことは認識しております。率を上げるべく、保護者への受診の勧奨を引き続き今後も行っていきたいと考えてございます。

次に、眼科検診に有効な機器の導入ということなんですが、議員ご提言の健康機器につきましては把握してございますが、現在のところ、導入については考えてございません。

○田畑議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 再々というか、さっき答えていただかなかったと思うんですけど、確かに、その紙を持っていけへんかったからつかんでないとおっしゃるんですが、それはただ単に無責任じゃないのかなと思っちゃうんです。というのは、先ほども言ったように、眼科医療機関の受診を勧めた場合には、受診結果について保護者にちゃんと確認してくださいよという通知が来ていると思うんです。それに対して、私はどうするのかというふうに先ほど答えていただきたいということを聞いたと思うんです。

その用紙を渡しているけど、用紙持ってきてへんから数字がつかめませんよというのではなく、勧めた場合には、やはりその後どうなったのかということを追っていかないと、治すことが十分可能なんだから、そこをどのようにして保護者に伝え、きっちりとわかってもらうような対応策を行うのかというのが一番重要だと思

うんです。

それができるのは、もちろん市の行政の仕事やし、やらなければならないことだ
と思うんで、そこについてどのようにしていくのかというのをまず1点お聞きした
いのと、導入は考えていないと言うのではなく、導入をして、すぐに見つかるとい
うふうに、発見される、時間もかからないということであれば、皆さんの健康と安
全、子供たちを考えるんだったら、これ導入もほかの自治体ではできているのに、
岩出市だけではできないというわけではないんで、しっかりとこちらについても導
入するように、ぜひ求めておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 市来議員の再々質問にお答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、健診で眼科受診が必要な方には受診してください
ねということで、受診の紙をお渡ししています。部長のほう、お答えさせてもらっ
たように、その紙を持たずに乳幼児医療なんでただで受診できる場合もありますの
で、その紙を持たずに行かれる方もおられます。ただ、うちの保健師としては、紙
を渡して、それでほったらかしにしているわけではなくて、渡して、それで受診し
ていただいた方は、お医者さんからその紙が返ってくるんでわかるんですけども、
何も返ってない方には、こちらから連絡をとって、どうされましたかというのを聞
かせもらっています。

その中で、その紙を使わずに行きましたよというのがあるので、それは先ほどの
回答のとおりなんですけど、中には電話番号とか書いておられなくて、なかなかお
母さんと連絡がとれない方というのは何人かおられます。そういう方については、
もしかしたら行かれているかもわからないんですけども、その辺がちょっとはっき
りしないところがありまして、数字というのは返ってきた数、それと保健師が確認
した数がこの数字になっておるといところなんです。

ただ、部長も言いましたように、率はちょっと低いかと思しますので、その分は
上げるように努めていきたいと思えます。また、健診の折りには、厚生労働省の通
知にありましたように、眼科検診が重要である旨は伝えていきたいと考えておりま
す。

○田畑議長 生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 健診機器についてでございますが、現在、和歌山県内で導入し
ている市町村ですが、和歌山市2台、田辺市1台の県内では3台という形になって

ございます。

したがいまして、岩出市につきましては、まだ現時点では検討してございませんので考えてございません。

○田畑議長　これで、市來利恵議員の3番目の質問を終わります。

以上で、市來利恵議員の一般質問を終わります。